



高年齢労働者 処遇改善促進助成金

60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に向けて、
就業規則等の定めるところにより高年齢労働者に
適用される賃金規定等の増額改定に取り組む事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 次の（１）と（２）を算出・比較し、75%以上であることが確認できること
 - すべての算定対象労働者の60歳到達時点での1時間あたりの毎月決まって支払われる賃金
 - 賃金規定等を増額改定した後のすべての算定対象労働者の、1時間あたりの毎月決まって支払われる賃金
- 賃金規定等の改定により増額された毎月決まって支払われる賃金が支払われた日の属する月前6ヵ月間を支給対象期間として算定対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金の総額より賃金規定等の改定により増額された毎月決まって支払われる賃金が支払われた日の属する月後6ヵ月間を支給対象期間として算定対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金の総額が減少していること
- 支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用している事業主であること

受給内容

事業所に雇用される労働者に係る、賃金規定等改定前後を比較した高年齢雇用継続基本給付金の減少額に
2/3（大企業 1/2）を乗じた額が支給されます。

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所